

(仮称) 稲庭田子風力発電事業環境影響評価準備書に対する岩手県知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 当該事業実施区域内には、岩手県環境保全指針による保全区分がA・Bランクに位置付けられる地区、奥羽山脈緑の回廊や保安林が含まれ、また、周辺には鳥獣保護区が存在する等、事業実施区域及びその周辺は環境保全上、重要な地域であることから、各々の該当区域において改変を伴う事業計画は見直すこと。
- (3) 工事の実施に当たっては、残土の発生量を最小限とするなど、環境に配慮すること。
- (4) 事業実施区域周辺において他の事業が計画されており、将来的に累積的な環境影響が懸念されることから、他の事業について情報収集に努め、累積的な環境影響について調査、予測及び評価を実施すること。
- (5) 環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電機の配置や構造の見直し等、その回避・低減を優先的に検討すること。
- (6) 事業の実施に当たっては、地元住民等へ十分な説明を行い、理解を得られるよう努めること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

騒音について、環境省の新たな指針では基準を超える地点があることから、評価書ではこのことについて触れ、必要な環境保全措置について記載すること。

また、当該地点付近に設置する風力発電施設は、方法書の位置よりも住居に近接する位置に変更しており、かつ、その距離も1 km以内となることから、環境保全措置の検討にあたっては、風力発電施設の配置の見直し等の回避措置を優先的に検討すること。

(2) 水環境

沈砂池について、準備書の内容ではその位置や環境保全措置の内容が不明確であることから、評価書には明確に記載すること。

(3) 動物

① 鳥類

希少猛禽類について、環境省の「猛禽類保護の進め方」に基づく行動圏解析も踏まえて予測及び評価を実施し、専門家の意見を聴きながら、風力発電機の基数の削減や位置の変更を検討する等、適切な環境保全措置を講ずること。

② コウモリ類

コウモリ類について、調査結果からは衝突リスクが高いと予測されることから、準備書では十分な評価がなされていないことから、専門家の意見を聴きながら、適切な予測及び評価を実施し、必要な環境保全措置を検討すること。

また、専門家の意見を聞きながら事後調査を行うとともに、新たな知見等が得られた場合には、それらを含めて必要な環境保全措置を検討すること。

(4) 植物及び生態系

① ブナ天然林（チシマザサーブナ群団）

ブナ天然林（チシマザサーブナ群団）の改変による環境影響について、準備書に記載している予測及び評価は不十分である。

ブナ天然林の伐採を伴う改変は、その区域周辺の生物多様性や生態系機能に著しい影響を与える懸念があることから、風力発電機の基数の削減や位置の変更、道路設置計画の再検討等、その回避措置を優先的に検討すること。

改変予定区域の植生がブナ天然林と認められない場合には、その根拠となるデータを評価書に示すこと。

② その他植物

その他の植物について、移植等の代替措置をとるにあたっては、該当区域の消失率が高くなることのないよう留意すること。

(5) 景観

事業実施区域周辺には、住居、学校その他の環境保全についての配慮が必要な施設が存在しており、風力発電施設の配置の変更等がある場合は、再度、予測評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。